

(差出人)

質問票に関するご案内

同封されている「検察審査員候補者名簿への記載のお知らせ」でお知らせしたとおり
あなたは、

検察審査会（令和 8 年 第 群）
(任期： 令和 8 年 月から令和 年 月まで)

の検察審査員候補者に選ばれました。

つきましては、次の2点について、あなたの事情を確認するため、同封の「質問票」にご記入のうえ、返送してください。なお、質問1・2に当たらない方も、氏名のふりがな・電話番号をご記入のうえ、必ず全員返送してください。

質問 1 検察審査員になることができない方に当たるかどうか

質問 2 辞退事由がある場合に辞退を希望されるかどうか

- ※ 質問票の記入に当たっては、裏面の注意事項及びよくあるご質問をお読みください。
- ※ 質問票は、この郵便が届いてから7日以内に、同封の返信用封筒(切手不要)にて返送してください。
- ※ **氏名、住所に変更等がある方**は、その内容もご記入ください。
- ※ ご記入いただいた内容について確認するために、事務局からご連絡させていただく場合があります。

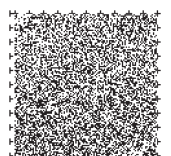
検察審査会事務局（代表窓口）

TEL

※聴覚、言語の不自由な方は、

FAX

もご利用いただけます。



裏面に続きます。

注 意 事 項

- ◆ 裏付けとなる資料を提出する場合は、写し(コピー)を提出してください(提出された資料は返却できません。)。資料は、お手元にあるもので結構です。
なお、資料にマイナンバーが記載されている場合は、必ずマイナンバーを隠してコピーしてください。
コピーをする場合には、できるだけA4判用紙を使用し、そのまま提出してください(資料に合わせて余白を切り取らないでください。))。
- ◆ 質問1又は2に当たる方でも、質問票を返送されない場合、これらの事由がないものとして、検察審査員・補充員に選ばれることがありますのでご注意ください。
- ◆ 身体の不自由などの理由によりお手伝いを必要とされる方が検察審査員・補充員に選ばれた場合、会議に参加しやすいよう準備しますので、質問票の記載欄にご要望等をご記入ください。また、ご不明な点があれば、事務局にお問い合わせください。
- ◆ 質問票や提出された資料に記載された個人情報、適切に管理し、検察審査会に関する事務以外で利用することはありません。

よくあるご質問

◆ 「質問票」とは何ですか？

質問票とは、検察審査員候補者となられた方に、検察審査員になることができない事由の有無などについて確認するため、検察審査会法12条の4の規定に基づき、検察審査会事務局からお送りしている書面です。必ず全員返送してください。

◆ 辞退を希望すれば必ず辞退できるのですか？

質問2のア～ケに該当する場合には、辞退できます。裏付けとなる資料の提出が必要な場合もありますので、質問票で確認してください。例えば、70歳以上で、辞退を希望される方は、資料は不要ですので、「ア」に○をつけたうえで、質問票を返送してください。

質問2のコについては、「やむを得ない事由」に該当するかどうか、検察審査会が判断しますので、希望しても必ず辞退できるわけではありません。

◆ 質問2の「やむを得ない事由」とは何ですか？どのくらい詳しく書けばいいですか？

「やむを得ない事由」とは、社会常識に照らして、6か月間の任期中、検察審査員・補充員の職務を行っていただくのは困難と思われる事情のことです。

「やむを得ない事由」に該当するかどうかは、検察審査会が判断しますので、質問票の「具体的なご事情」欄にできるだけ詳しくご記入ください。

◆ 返送期間を過ぎてしまった場合、返送しなくてもいいですか？

返送期間を過ぎてしまっても、できるだけ早く返送してください。その場合でも、同封の返信用封筒を利用していただき、速達などを利用する必要はありません。

